

内閣参質一一三第一六号

昭和六十三年十一月十八日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員安恒良一君提出リクルート疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員安恒良一君提出リクルート疑惑に関する質問に対する答弁書

一について

仮に有価証券取引に関し御指摘のような事実があるとしても、それが証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)及び日本証券業協会の自主ルールに違反するものではないと考えており、このような有価証券取引について、調査することは考えていない。

二について

昭和六十年四月に株式会社リクルートコスモスが行った第三者割当増資については、それぞれ第三者割当先の名義による払込みが行われ、当該名義により株式が発行されており、証券取引法上特に問題はないものと考えている。

三について

財団法人世界平和研究所からは、御質問に係る事実はないとの報告を受けている。

四について

財団法人世界平和研究所の設立時において、その財産の出捐えんを行ったものの中に、御指摘の者及び企業は含まれていない。

五について

そのような事実は承知していない。